

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による条例で定める事務の変更による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
……略……	……略……		……略……	……略……	
8 削除			8 市長	立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の規定による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
……略……	……略……		……略……	……略……	
12 削除			12 市長	消費税率引上げの影響等を踏まえて子育て世帯に給付金を支給する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		……略……			……略……
5 市長	国民健康保険法の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	国民健康保険法の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの <u>立川市国民健康保険条例の規定による結核・精神医療給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
21 削除			21 市長	<u>立川市国民健康保険条例の規定による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
24 削除			24 市長	<u>消費税率引上げの影響等を踏まえて子育て世帯に給付金を支給する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。